

平成 30 年 10 月 1 日 11:00

四国地方整備局

松山河川国道事務所

## 国道 11 号の通行止めについて

今般の台風 24 号により、通行止めとなっている国道 11 号については、本日、昼過ぎの解除（片側交互通行）を目指して、応急復旧作業を進めています。解除時間が確定すれば、改めてお知らせします。

道路利用者の皆様にはご不便・ご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力の程よろしくお願い致します。

### ◆通行規制

路線名：国道 11 号

規制区間：愛媛県西条市丹原町志川さいじょうしたんばらちょう し かわ～愛媛県西条市丹原町鞍瀬さいじょうしたんばらちょうくら せ

※具体的な箇所については別紙参照

規制開始：平成 30 年 9 月 30 日（日）16 時 50 分～

規制内容：全面通行止（迂回路あり）

迂回路：国道 196 号をご利用ください。

本施策は、四国圏広域地方計画の広域プロジェクト [No. 1 南海トラフ地震を始めとする大規模自然災害等への「支国」防災力向上プロジェクト] に該当します。

問い合わせ先：四国地方整備局 松山河川国道事務所 電話：089-972-0034（代表）

副所長（道路）：森本 英二（内線：205）  
もりもと えいじ

◎道路管理第一課長：井之川 英稔（内線：431）  
いのかわ ひでとし

◎：主な問い合わせ先